

平成 25 年 4 月 22 日

各 位

会社名 株式会社アイケイ
代表者名 代表取締役社長 飯田 裕
(JASDAQ・コード 2722)
問合せ先 常務取締役管理統括 高橋伸宜
(TEL 052-486-5067)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 22 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするために、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 5 月 31 日（金）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式の総数	19,520 株
今回の分割により増加する株式数	1,932,480 株
株式分割後の発行済株式の総数	1,952,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	7,766,400 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 5 月 14 日（火）（電子公告掲載開始日）
基準日	平成 25 年 5 月 31 日（金）
効力発生日	平成 25 年 6 月 1 日（土）

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 6 月 1 日（土）

（ご参考）平成 25 年 5 月 29 日（水）をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

前述の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 6 月 1 日（土）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

①株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2 を新設いたします。

(2) 変更の内容

（下線部が変更箇所を示します。）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>77,664株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,766,400株</u> とする。
(新 設)	(単元株式数) <u>第6条の2 当社の単元株式数は、100株とす る。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 25 年 6 月 1 日（土）

以 上